

令和8年6月14日

領事メール

件名

【大使館からのお知らせ】旅券手数料の改定について

ポイント

●5月22日、改正旅券法施行令が公布されました。同政令は、5月7日に公布された改正旅券法に基づき、旅券の手数料額を定めるものです。旅券の新しい手数料額は、これらの法令の施行日である日本時間令和8年7月1日午前0時（現地時間が日本よりも遅れている国外での申請は、申請先の在外公館所在地の現地時間における同時刻）以降の申請分から適用されます。

●旅券の手数料額は、オンライン申請の場合、18歳以上向けの有効期間が10年の旅券は現行の15,900円から8,900円に、18歳未満向けの有効期間が5年の旅券は、現行の12歳以上が10,900円、12歳未満が5,900円から4,400円に、それぞれ引き下げられます。詳細は次の外務省ホームページに掲載していますので、ご確認ください。お住まいの国・地域における手数料額（現地通貨等）については、7月1日以降に、申請先の在外公館ホームページに掲載される予定ですので、ご確認ください。

○外務省 HP

（リンク先：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew_000001_02493.html)

●なお、今回の手数料の改定に伴い、本年7月1日以降に申請する方が大幅に増加し、旅券の交付までに通常よりも時間を要する可能性があるほか、在外公館まで送付する期間もありますので、7月に旅券の更新等が必要な方は、十分に時間的余裕をもって申請するように、ご注意ください。

●また、外務省では、今回の旅券手数料の改定についての問合せに応じるため、8月31日まで一般向けの電話相窓口、「パスポート相談特設ダイヤル」を設置の上、手数料の改定や旅券の作成状況に関する問合せに対応しています。同ダイヤルの詳細は上記リンクをご参照ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

在サウジアラビア日本国大使館領事班
TEL : 011-488-1100

FAX : 011-488-0189

E-mail : consular-sec@rd.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ksa.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html